附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十七年度までに実施された建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者についての改正後の第七条の三の規定の適用については、同条第二号の表解体工事業の項第一号中「合格した者」とあるのは、「合格した者であつて、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有するもの」とする。

2　前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録については、建設業法施行規則第十八条の三の二から第十八条の三の十六まで（第十八条の三の二第二項第五号、第十八条の三の四第二項第五号及び第十八条の三の六第七号を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の三の二第一項	前条第二項第二号の登録	建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号。以下「改正規則」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録
	登録基幹技能者講習の	解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録解体工事講習」という。）の
第十八条の三の二第一項第三号及び第三項第二号並びに第十八条の三の三第一項第三号、第十八条の三の三第二項第二号、第十八条の三の四第二項第五号、第十八条の三の六第七号、第十八条の三の十第一項、第十八条の三の十三第一項第六号、第十八条の三の十六第一項及び第十八条の三の二第二項第四号	登録基幹技能者講習事務	登録解体工事講習事務
第十八条の三の二第二項	前条第二項第二号の登録	改正規則附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録

第十八条の三の二第二項及び第三項第六号	登録基幹技能者講習事務申請者	登録解体工事講習事務申請者
第十八条の三の二第二項第一号	第十八条の三の四	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四
第十八条の三の二第二項第四号及び第三項第四号並びに第十八条の三の八第六号	登録基幹技能者講習委員	登録解体工事講習委員
第十八条の三の二第二項第四号	第十八条の三の四第一項第二号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項第二号
第十八条の三の二第三項第四号	第十八条の三の四第一項第二号イ又はロ	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項第二号イ又はロ
第十八条の三の二第三項第六号	次条各号	改正規則附則第二条第二項において準用する次条各号
第十八条の三の三の二、第十八条の三の四第二項、第十八条の三の五第一項、第十八条の三の六第一項、第十八条の三の十三第六号、第十八条の三の十六第一号	第十八条の三第二項第二号の登録	改正規則附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録
第十八条の三の三第二号、第十八条の三の十六第四号	第十八条の三の十三	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十三
第十八条の三の四第一項	第十八条の三の二	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の二
	第十八条の三の六第三号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六第三号
	二　次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。 イ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木工事の施工管理に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあつた者又はこれらの職にあつた者若しくはこれらの職にある者で、土木工事の施工管理に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ　国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者	二　次のいずれかに該当する者が講師として登録解体工事講習事務に従事するものであること。 イ　解体工事の監理技術者となつた経験を有する者 ロ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木工学、建築学その他解体工事に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあつた者又はこれらの職にある者で、解体工事に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者